

農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一四年一二月一八日法律第一七七号)

一、提案理由(平成一四年一一月一九日・衆議院農林水産委員会)

大島国務大臣 農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農漁協系統の信用事業のセーフティーネットにつきましては、従来から、他の金融機関のセーフティーネットである預金保険制度と同様の農水産業協同組合貯金保険制度を設けているところであります。今後とも、農漁協系統の信用事業が我が国金融システムの一員として適切な運営を行っていくためには、そのセーフティーネットについて、他の金融機関と同様の整備を図ることが必要であります。

このため、預金保険制度の見直しにあわせて、農水産業協同組合貯金保険制度について、これと同様の見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

第一に、為替取引等に用いられ、かつ、要求払い、無利息である貯金については、決済用貯金として、農水産業協同組合の破綻時にその全額を保護することとしております。

第二に、農水産業協同組合が破綻時に依頼を受けた振り込み等の仕掛かり中の決済の結了を可能とするため、仕掛かり中の決済債務を全額保護することとしております。また、農水産業協同組合貯金保険機構が、経営困難農水産業協同組合に対して決済債務の弁済のための資金を貸し付けることを可能とし、あわせて、決済債務の弁済や相殺を可能としております。

なお、流動性貯金は、平成十七年三月末まで全額保護することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成一四年一一月二一日)

小平忠正君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、農漁協系統の信用事業のセーフティーネットである貯金保険制度について、預金保険制度と同様の整備を講じようとするもので、経営困難農水産業協同組合に係る資金決済の確保に関し、貯金者の保護を図ろうとする等のものであります。

本案は、去る十一月七日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、十一月十九日大島農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日及び本二十一日に質疑を行いました。質疑終局後、民主党・無所属クラブから修正案が提出され、討論を行い、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告（平成一四年一二月一一日）

三浦一水君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、我が国経済において農水産業協同組合の資金決済が果たす役割の重要性にかんがみ、経営困難農水産業協同組合に係る決済用貯金の全額保護等の措置を講ずるとともに、流動性貯金についても平成十七年三月末まで全額保護しようとするものであります。

委員会におきましては、ペイオフ全面解禁を二年間延長する理由、今春の定期性預貯金のペイオフ解禁による農協系統金融への影響、農協に対する監査体制の充実に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より反対である旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。